

沖縄市財務会計システム再構築業務  
仕様書

令和5年8月

沖縄市役所 企画部 財政課

## 1 システム再構築業務の目的

本業務は、現行の財務会計システム（以下「現行システム」という。）の更新時期をむかえるにあたり、新システムを再構築することとし、以下の要件を備えた財務会計システム（以下「本システム」という。）を構築する。

- (1) 法令（沖縄市予算規則、会計規則、事務決裁規程などを含む）に適合可能なシステムであること
- (2) 本市の財務会計業務に関する正確性の向上や電子決裁、電子審査の導入など職員負担の軽減をはじめとする事務の効率化が図れること
- (3) 最新の技術機能による高い信頼性と操作性を実現したシステムで、維持管理が容易であること
- (4) 本市と同規模以上の団体での稼働実績を有するシステムであること
- (5) 将来のシステム拡張に対応が可能であること
- (6) 情報セキュリティ対策が講じられているシステムであること
- (7) 安定稼働を実現し、継続的な運用支援が可能なシステムであること
- (8) データセンターを活用したクラウド方式によるWeb型パッケージシステムであること

## 2 システム再構築の範囲

構築の範囲は、本システムの安定本稼働に至るまでの設計、システム構築、データ移行、稼働検証、スケジュール進捗管理、保守運用体制の構築、システム操作研修等の各種付帯作業一式とする。本システム再構築業務に関する基本的な作業は、本仕様書に基づいて行うものとするが、特に定めのない事項については本市と協議の上、実施するものとする。

なお、基本的な業務範囲については、別紙「沖縄市財務会計業務資料」のとおりとする。

## 3 スケジュール

システムの運用開始は、本市が指定するものを除き、令和6年4月1日に全面稼働するものとする。その他、詳細な日程については、本市と協議のうえ決定するものとする。

## 4 システム調達要件

### (1) 基本条件

- ① 沖縄市情報セキュリティポリシー及び法令（沖縄市予算規則、会計規則、事務決裁規程などを含む）に適合可能なシステムであること
- ② 本市の財務会計業務に関する正確性の向上等、事務の効率化が図れること
- ③ 高い信頼性と操作性を実現したシステムで、維持管理が容易であること
- ④ 本市と同規模以上の団体への導入実績を有するパッケージシステムであること
- ⑤ 将来のシステム拡張に対応が可能であること
- ⑥ 情報セキュリティ対策が講じられているシステムであること
- ⑦ 安定稼働を実現し、継続的な運用支援が可能なシステムであること
- ⑧ 運用操作マニュアル、操作画面等は日本語で表記されていること
- ⑨ 本システムのソフトウェアは、原則として稼働実績のある最新バージョンで構築すること
- ⑩ 本市の既存ネットワーク環境（LGWAN系NW）からの利用が可能なこと
- ⑪ 本番環境とは別途に、テスト環境（検証用環境）を構築すること
- ⑫ 本市職員によりシステムで保持している全データの出力（CSV出力等）が可能であることが望ましい。なお、職員操作によるデータ出力ができない物については受託側にて無償対応を行うこと
- ⑬ 軽微なシステム改修については、保守契約を締結することで、追加費用なしに製品のバージョンアップ、帳票出力、データ出力、法改正対応等が可能な柔軟性の高いシステムであること
- ⑭ 障害発生時には、原則、24時間以内での復旧が可能なシステムであること
- ⑮ 本システムの稼働に必要な作業を行い、稼働前の動作検証等を詳細にわたり実施（本市への報告含む）すること
- ⑯ 電子決裁、電子審査、電子請求など電子自治体の推進を見据えた本市の業務改善につながるシステムであること
- ⑰ クラウド方式とし、事業者が用意するデータセンターに設置したサーバへアクセスしてシステムを利用する。クライアント管理の用意や将来的に検討される他システムとの連携を考慮し、親和性の高いWeb技術により構築されたパッケージであること
- ⑱ 基幹業務システムとのデータ連携については、デジタル庁が定める標準仕様書に準じた連携方式が可能であること
- ⑲ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けていること。

### (2) データセンター・サーバ・ストレージ等の要件

- ① ストレス無く画面展開が行え、連続安定稼働が可能なシステム構成とすること

- ② 財務会計システムを使用するクライアント台数(1,500台)を想定した構成とし、最低500台が同時接続可能であること
- ③ 日次バックアップを実施し、障害時にはバックアップデータから障害復旧が可能なこと
- ④ ファイアウォール、ネットワーク接続等の冗長性を確保し、耐障害性の高い構成とすること
- ⑤ 厳格な入退室管理のしくみを講じ、監視カメラ等による24時間365日の監視を行い、サーバラックを施錠し管理すること
- ⑥ 電源の冗長化を行い、瞬電・停電対策を講じること
- ⑦ 本システムに過度な負荷がかからないよう、安定稼働が実現できる機器構成であること
- ⑧ 機器のネットワークに関する設定を行う場合、本市との協議を行うこと
- ⑨ サーバ等機器の設置場所は日本国内とする。(日本の法律が適用される場合においてはこの限りではない)
- ⑩ データセンターのファシリティ基準については、日本データセンター協会(JDCC)のティア3相当以上であること。

### (3) ネットワーク環境

本市既存のネットワーク環境(LGWAN接続系)を利用すること。このため、ネットワークの接続に関しては、本市情報部門担当職員及び関連業者とスムーズな接続を実施すること。

専用線又はLGWAN-ASPサービス等での利用を前提とし、行政情報セキュリティ強化の趣旨に則り、インターネット回線と分離すること。なお、LGWAN-ASPによらない場合は、専用線(VPN接続を含む)による閉域網接続を行うこととし、必要な回線の敷設費や使用料等については当該提案の費用に含むものとする。

- ① 既存の情報系LANを使用したWeb形式とすること
- ② ネットワークプロトコルはTCP/IPとすること

### (4) ソフトウェアの機能仕様及び設定等については以下のとおりとする

- ① 別紙「沖縄市財務会計業務資料」にある業務機能が構築できること
- ② 本市の通常業務で使用している既存クライアント(OS:Windows10以上、ウイルス対策ソフト:トレンドマイクロ社製、ブラウザ:edge)およびプリンタが利用可能なこと
- ③ 情報セキュリティ対策として、ユーザ名、パスワードを用いたログインによりユーザ認証を行う機能を有するシステムであること

- ④ システム管理者（本市財政課）がユーザの所属、役職、システム機能の権限、氏名等の情報管理が可能であり、操作資格により業務を制限できるシステムであること
- ⑤ 人事異動に伴うユーザデータの一括更新（CSV取込）や個別登録・修正等が行えること
- ⑥ 操作マニュアルを見なくても直感的な感覚で操作可能なシステムであること
- ⑦ 画面上に職員向けのヘルプ機能等が表示できるシステムであること
- ⑧ システムを利用するにあたり、各種設定等が簡易的であること（クライアント設定等が必要な場合、システム導入時の全クライアントの設定作業を行うこと）

(5) データ移行（利用前）

- ① 本システムの稼働に必要な情報（款項目節、大中分類、債権者登録、起債、備品などのデータ）については、沖縄市の現行システムから提供（データ抽出）する情報を本システムにデータ移行すること
- ② 移行データについては、十分な検証を行い、移行漏れ等のミスが発生しないよう確実に実施すること
- ③ 現行の財務会計システムは、令和6年7月以降稼働させる予定がないため、それまでの間にデータ移行を完了しておくこと
- ④ データ移行の範囲は今回調達範囲の財務会計システムでもっている令和元年度以降分とすること。特に予算編成データは令和6年度分のデータも移行すること。その内容や範囲については、契約時に別途協議する
- ⑤ 帳票（台帳）等からのデータ移行や不足項目等で発生する入力費用は、受注者負担とする。
- ⑥ データ移行の際に必要なプログラム作成や変換作業等については、全て今回の提案金額に含め、追加費用を一切発生させないこと。

(6) システム利用終了時のデータ移行（利用終了時）

次期システムの利用を終了する場合、本市の指示に従って、業務引き継ぎに必要なデータをシステムから無償で出力して提供すること。提供するデータ形式は、総務省が定める中間標準レイアウト仕様の最新版の形式を基本とする。

なお、中間標準レイアウトに対応できない場合は、レコードレイアウト等必要なドキュメントと合わせてCSVデータを無償提供すること。

(7) 運用支援（本システム稼働前）

- ① 本システム本番稼働前に、職員（ユーザー）向けのシステムの基本操作・運用に関する研修及びシステム管理者向けの研修を行い、システム運用に必要なスキルアップを図ること
- ② 本システムについて操作方法、トラブルなどについて迅速・適切に対応すること（ヘルプデスクの設置）
- ③ 操作・運用マニュアル、FAQ集を提供し、職員がいつでも参照できるよう電子掲示するなど、可能な限り本市職員の負担軽減を図ること

(8) 運用保守（本システム稼働後）

- ① 保守は下記の条件にて5年間実施すること（令和6年4月1日～令和11年3月31日予定）
- ② 保守対応は、原則、土日祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急を要する場合は、双方で協議の上、可能な限り保守対応を行うものとする
- ③ 保守対応を実施する技術者等については、原則、沖縄県内に常時2名以上配属が可能であり、保守対応を実施できること。特に運用保守開始の3か月間は本市の連絡により概ね2時間以内に現地に到着できる保守対応を実施できること。
- ④ 本システムについての操作方法、トラブルなどについて、問い合わせ窓口を設置し、窓口を一本化すること
- ⑤ 本市からの保守対応依頼については、誠実かつ迅速に対応すること
- ⑥ 障害発生時や緊急を要する場合の原因究明（ログ解析含む）、緊急一時対応作業、復旧作業、改善防止策作業を行うこと
- ⑦ 本システムの障害予防策を講じること
- ⑧ 保守対応実施内容については、定期的に本市へ報告書を提出すること
- ⑨ 保守体制については、保守対応者や連絡先等が記載された体制図を本市へ提出し、内容に変更が生じる際には、原則、事前に本市の承認を得ること
- ⑩ 保守対応者は、本システムに精通している技術者とし、機密保持誓約書を提出すること
- ⑪ 保守対応の実施については、事前に本市の承認を得ること
- ⑫ 特に、運用開始時年度の月次処理や年次処理等（バッチ処理含む）の実施については、必要に応じて支援対応すること
- ⑬ 定期的に点検、清掃、調整及び報告を行うこと。

(9) 成果物（紙媒体及び電子データでの提出）

- ① ソフトウェアに関する資料一式

- ② システム構成図
- ③ ライセンス一覧表
- ④ データ項目、コード表等一覧表
- ⑤ システム基本機能一覧表、カスタマイズ機能一覧表、バッチ処理一覧表、出力帳票一覧表
- ⑥ システム操作研修資料等、操作マニュアル、管理運用マニュアル、障害対応等マニュアル等
- ⑦ システム稼働検証計画書・報告書
- ⑧ システム構築に関する要件定義書、作業体制図、作業スケジュール（WBS）、作業実施計画書
- ⑨ 会議毎の議事録、その他調整資料一式

## 5 情報セキュリティ要件

### (1) 権限要件

各ユーザの役割に応じて、必要最小限の操作しかできないように配慮し、操作ミスや情報漏えい等の危険性を可能な限り低減すること。人事異動等によるユーザの役割変更が容易に対応できること。認証については、最低限、ユーザ名、パスワードによる認証を必須とする。なお、既存認証サーバ（Active Directory）とLDAP連携を行うのが望ましい。

### (2) 情報セキュリティ対策

- ① 構築および本稼働期間において、以下のセキュリティ対策を実施するとともに、その他必要に応じてシステムに対する修正プログラムの適用など万全なセキュリティ構成を保つための対応を行うこと。
- ② 情報セキュリティ対策は、「沖縄市情報セキュリティポリシー」や、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、詳細は双方で協議のうえ、セキュリティ対策を施すこと。
- ③ 運用開始後のセキュリティリスクの見直し範囲は、本システム全体とし、セキュリティリスクの対応範囲は、精査した脅威全体とすること。運用開始後のセキュリティリスクの見直し（セキュリティホールや脆弱性、新たな脅威の調査等）は、セキュリティに関するイベントの発生時（ウイルス感染、不正侵入、DoS攻撃、情報漏えいなどの情報システムに関するインシデントが発生した時のこと）を含め、万全なセキュリティ構成を保つ必要が生じた場合に実施すること。
- ④ ソフトウェアの各種ログを確実に記録し、万一事故が発生した場合に追跡のための基礎情報として利用可能とすること。取得対象のログは、不正な操作等を

検出するためのログイン/ログアウト履歴（成功/失敗）、操作ログ等とすること。また、ログへのアクセスは管理者のみに限定すること。

- ⑤ 本システムの各種ログの保管期間は5年以上とする。

## 6 作業体制及び作業方法

### (1) 作業体制

- ① 本業務には作業責任者（マネージャー）を固定で配属させ、本市との総合窓口となり、受託事業者における作業進捗管理を行い、本業務に関わる作業従事者全てを統括するとともに、本契約に定める全ての交渉、作業及び成果物の管理を行うこと
- ② 作業責任者は、本市の担当と綿密な調整が常時可能であり、過去3年間にわたり類似業務を経験し、当該の役割を担う上で必要な業務実績を有する者を配属すること
- ③ 作業責任者は、システム構築作業に際して、作業の全工程においての進捗管理と品質の検証を行い、成果物の適切な品質を維持すること
- ④ 作業従事者は、本システム構築作業に際し、情報セキュリティについての教育を受けていることを必須とし、予め機密保持誓約書を本市へ提出すること
- ⑤ 作業従事者は、本システム構築作業と類似した業務を担った実績のある経験者を優先的に配属すること
- ⑥ 作業スケジュールに遅延が発生した際には、作業従事者を増員する等のリカバリ体制を予め講じていること

### (2) 作業方法

- ① データ移行等の機密性の高い作業については、本市の庁舎内において作業を行うこと
- ② 本業務に伴う作業を開始するに当たり、本市と受託事業者側の作業体制や作業方針、作業の進め方、ルール、スケジュール、作業体制を明確化するため、事前にそれらを記載した「作業実施計画書」及びWBSに則った「実施スケジュール（WBS）」を作成・提出し、本市の了承を得たうえで作業を開始すること
- ③ 各業務システムの機能について、提案内容をもとに、パッケージソフトウェアの利用を前提とした場合の業務処理フロー、詳細仕様分析を行い、本市と協議のうえ、「要件定義書（基本設計書及び詳細設計書）」を作成・提出し、本市の了承を得たうえで再構築作業を開始すること
- ④ 再構築作業期間中は、作業の進捗状況（WBS）の確認、問題点の共有化及び解決策の検討を図り、本市と受託事業者が共通の問題意識を持って課題に対応



するため、必要に応じて業務毎及び全体の会議を持つこととし、原則、月1回以上は全体の定例会議を開催すること

- ⑤ 会議の際は議事録を作成し、作成後は速やかに本市へ提出すること
- ⑥ 受託事業者が、本契約期間中にインタフェース等の関係で、他の事業者との連携が必要となる場合は、本市の承認を得て、相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。また、事業者間で打ち合わせ等を行った場合、その内容は「会議議事録」として記録し、速やかに本市に報告すること。

#### 沖縄市担当部署

沖縄市 企画部 財政課

担 当：富川

所在地：〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

電話番号：098-939-1212（内線2338）

E-mail：[zaiseia22@city.okinawa.lg.jp](mailto:zaiseia22@city.okinawa.lg.jp)

以上